

第3期西条市国民健康保険特定健診等実施計画

平成30年度～平成35年度

平成30年3月作成

西条市国民健康保険

目次

1. 第3期特定健診等実施計画について	1
2. 目標値の設定	1
3. 対象者の見込み	1
4. 特定健診の実施	1
1) 実施方法	1
2) 特定健診委託基準	2
3) 集合契約における健診実施機関	2
4) 特定健診実施項目	2
5) 実施時期	2
6) 医療機関との適切な連携	2
7) 代行機関	3
8) 健診の案内方法・健診実施スケジュール	3
5. 特定保健指導の実施	4
1) 健診から保健指導実施の流れ	4
2) 要保健指導対象者数の見込み、選定と優先順位・支援方法	5
3) 生活習慣予防のための健診・保健指導の実践スケジュール	6
6. 個人情報保護	7
1) 基本的な考え方	7
2) 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について	7
7. 結果の報告	7
8. 特定健康診査等実施計画の公表・周知	7

特定健診・特定保健指導の実施(法定義務)

1. 第3期特定健診等実施計画について

医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条において、実施計画を定めるものとされている。

なお、第1期及び第2期は5年を一期としていたが、医療費適正化計画等が見直されたことをふまえ、第3期（平成30年度以降）からは6年一期として策定する。

2. 目標値の設定（図表21）

【図表21】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健診実施率	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	60.0%
特定保健指導実施率	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	60.0%

3. 対象者の見込み（図表22）

【図表22】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健診	対象者数	18,240人	17,915人	17,596人	17,283人	16,975人	16,673人
	受診者数	7,297人	8,062人	8,798人	9,506人	10,185人	10,004人
特定保健指導	対象者数	985人	952人	937人	922人	908人	892人
	受診者数	394人	428人	468人	507人	545人	535人

※ 対象者数及び受診者数は、年度途中資格取得・喪失者数を含まない。

4. 特定健診の実施

1) 実施方法

健診については、集団健診及び個別健診を実施するものとし、健診受診者の利便性を考慮し、実施事項（方法・場所・時期など）を決定する。また、個別健診は、県医師会が実施機関の取りまとめを行い市町国保の代表保険者と集合契約を行う。（図表23）

【図表 23】

区分	契約形態	実施機関名	実施場所	実施期間
集団健診	個別契約	愛媛県厚生農業協同組合連合会 財団法人愛媛県総合保健協会	4 保健センター J A 支所 公民館など	5 月～12 月 96 日
個別健診	集合契約	社団法人愛媛県医師会	委託医療機関	6 月～2 月

※ 平成 29 年度実績

2) 特定健診委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律第 28 条、及び実施基準第 16 条第 1 項に基づく。具体的な外部委託機関の選定にあたっては、厚生労働大臣の告示（「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年 12 月 28 日付厚生労働省令第 157 号)」）において定める外部委託に関する基準を満たした機関であることを最低条件として、精度管理が十分に行われている機関を選定する。

3) 集合契約における健診実施機関

健診実施機関の周知については、受診券に「実施医療機関一覧表」を同封する。(図表 24)

【図表 24】

地区	実施医療機関
西条	としまり内科 ほか 22 医療機関
東予	荃田医院 ほか 21 医療機関
丹原	福田医院 ほか 5 医療機関
小松	医療法人浦部医院内科皮フ科 ほか 4 医療機関

※ 平成 29 年度実績

4) 特定健診実施項目

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定保健指導を必要とする人を抽出する国が定めた項目に加え、追加の検査（血清クレアチニン（詳細項目であるが全ての受診者に実施）・尿酸・尿潜血）を実施する。

5) 実施時期

5 月から翌年 2 月末まで実施する。

6) 医療機関との適切な連携

治療中であっても特定健診の受診対象者であることから、かかりつけ医から本人へ健診の受診勧奨を行うよう、医療機関へ十分な説明を実施する。

また、本人同意のもとで、保険者が診療における検査データの提供を受け、特定健診結果のデータとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医の協力及び連携を行う。

7) 代行機関

特定健康診査に係る費用の請求・支払の代行は、愛媛県国民健康保険団体連合会に事務処理を委託する。

8) 健診の案内方法・健診実施スケジュール

特定健康診査の実施にあたっては、年度当初に対象者全員に対し、「特定健康診査受診券」を発行し、健診の受診を促す。また、実施率を高めるためには、対象者に認知してもらわなければならないことから、受診の案内の送付に関わらず、周知広報活動を積極的に行う。(図表 25)

西条市年間実施スケジュール

【図表 25】

国保加入時期	受診券発送時期	発送枚数	受診期間	
			集団健診	個別健診
前年度	5月初旬	約20,000枚	5月～12月	6月～2月
4月	6月初旬	約400枚	6月～12月	6月～2月
5月	7月初旬	約100枚	7月～12月	7月～2月
6月	8月初旬	約100枚	8月～12月	8月～2月
7月	9月初旬	約100枚	9月～12月	9月～2月
8月	10月初旬	約100枚	10月～12月	10月～2月
9月	11月初旬	約100枚	11月～12月	11月～2月
10月	12月初旬	約100枚	12月	12月～2月
11月	01月初旬	約100枚		1月～2月
12月	02月初旬	約100枚		2月

【愛媛県内保険者】
年間実施スケジュール

No.	保険者名	受診券発行予定枚数 (平成28年度実績)	平成29年 4月	受診券有効期限期間												
				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月		
1	A市	89,958	4月1日													3月31日
2	B市	36,020		5月下旬								11月30日				
3	C市	20,430			6月1日										2月28日	
4	D市	9,228	4月6日													3月31日
5	E市	21,970		5月1日												3月31日
6	F市	22,309		5月8日											2月28日	
7	G市	9,638		5月21日												3月31日
8	H市	7,456		5月29日										1月29日		
9	I市	15,248		5月上旬												3月31日
10	J市	9,670		5月上旬											2月28日	
11	K市				6月20日											3月31日
12	L町	1,970		5月22日												3月31日
13	M町	2,187		5月1日												3月31日
14	N町	2,175			6月1日											3月31日
15	O町	4,537	4月1日													3月31日
16	P町	4,152	4月1日													3月31日
17	Q町	2,798		5月上旬										1月31日		
18	R町	2,804		5月1日												3月31日
19	S町	1,062			6月1日											3月31日
20	T町	6,221		5月23日												3月31日

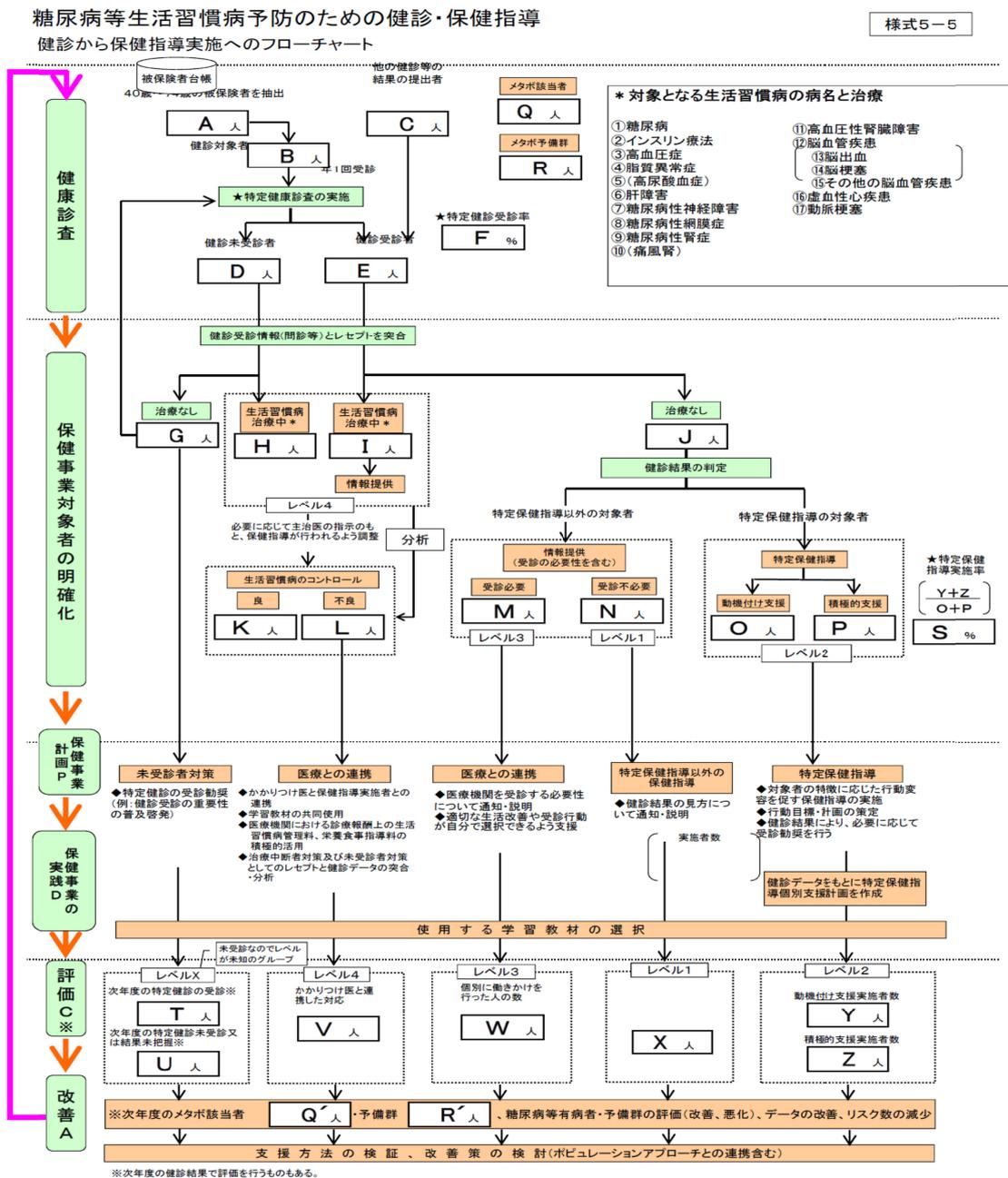
5. 特定保健指導の実施

特定保健指導の実施については、保険者直接実施、一般衛生部門への執行委任の形態でおこなう。

1) 健診から保健指導実施の流れ (図表 26)

「標準的な健診・保健指導のプログラム(平成 30 年版)」様式 5-5 をもとに、健診結果から保健指導対象者の明確化、保健指導計画の策定・実践評価を行う。

【図表 26】



2) 要保健指導対象者数の見込み、選定と優先順位・支援方法 (図表 27)

【図表 27】

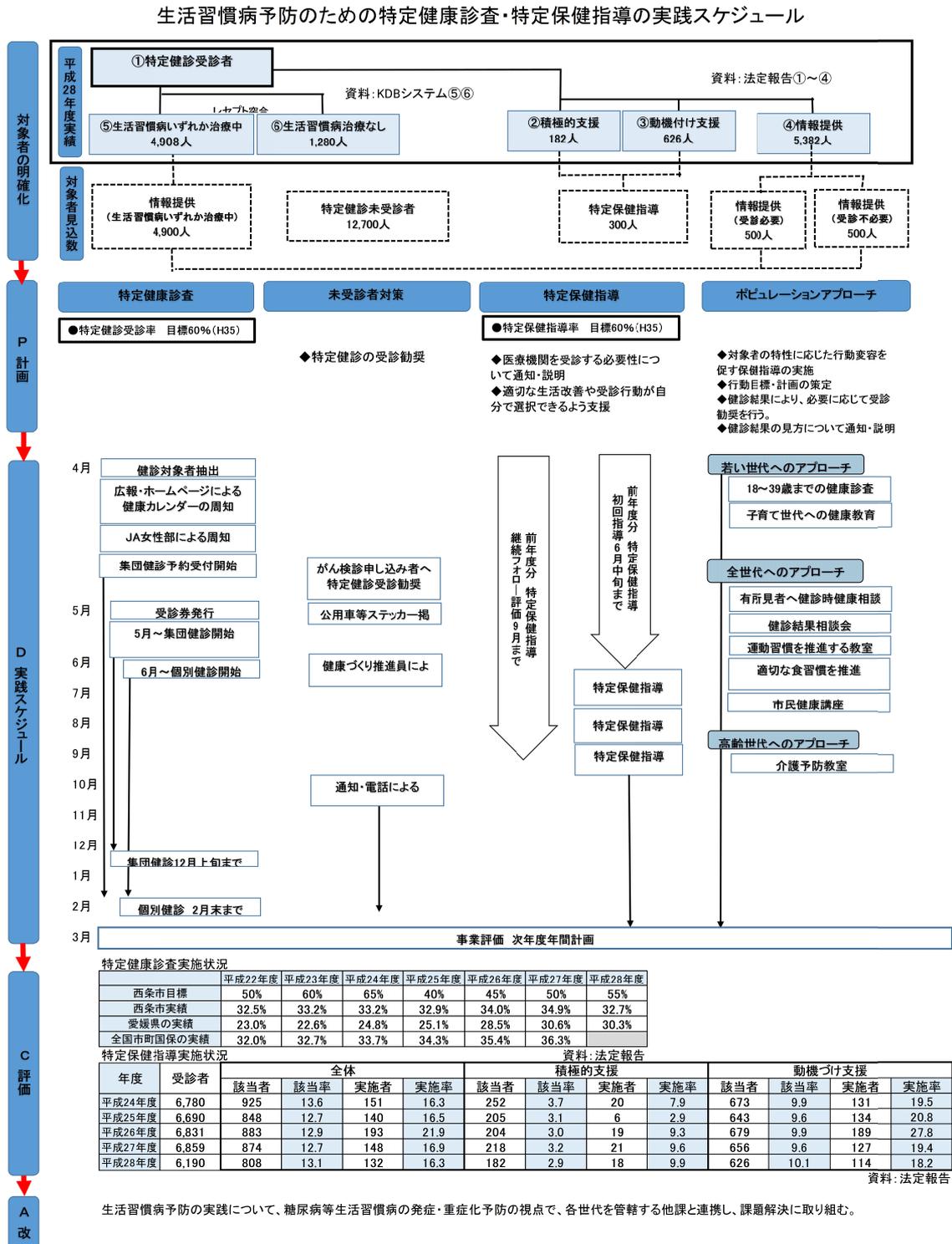
優先 順位	様式 6-10	保健指導レベル	支援方法	対象者数見込 (受診者の〇%)	対象者に対する 目標実施率
1	O P	特定保健指導 O: 動機付け支援 P: 積極的支援	◆対象者の特徴に応じた行動変容を促す保健指導の実施 ◆行動目標・計画の策定 ◆健診結果により、必要に応じて受診勧奨を行う	300 人 (4.8)	60%
2	M	情報提供 (受診必要)	◆医療機関を受診する必要性について通知・説明 ◆適切な生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援	500 人 (8.0)	HbA1c6.5 以上 については 100%
3	D	健診未受診者	◆特定健診の受診勧奨 (例: 健診受診の重要性の普及啓発、簡易健診の実施による受診勧奨)	12,700 人 ※受診率目標 達成までにあ と 5,100 人	40%
4	N	情報提供	◆健診結果の見方について通知・説明	500 人 (8.0)	100%
5	I	情報提供	◆かかりつけ医と保健指導実施者との連携 ◆学習教材の共同使用 ◆医療機関における診療報酬上の生活習慣病管理料、栄養食事指導料の積極的活用 ◆治療中断者対策及び未受診者対策としてのレセプトと健診データの突合・分析	4,900 人 (79.0)	HbA1c6.5 以上 については 100%

※ 対象者数は 28 年度実績より推計

3) 生活習慣病予防のための健診・保健指導の実践スケジュール

目標に向かっての進捗状況管理とP D C Aサイクルで実践していくため、年間実施スケジュールを作成する。(図表 28)

【図表 28】



6. 個人情報の保護

1) 基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律および西条市個人情報保護条例を踏まえた対応を行う。

また、特定健康診査を外部委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理する。

2) 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムで行う。

7. 結果の報告

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度11月1日までに報告する。

8. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項（保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない）に基づく計画は、西条市ホームページ等への掲載により公表、周知する。